

ほっとねっと 虐待対応フローチャート

虐待の定義

- ①身体的虐待
- ②身体拘束
- ③性的虐待
- ④ネグレクト
- ⑤心理的虐待
- ⑥経済的虐待

虐待と感じたら

※本人や相手の虐待の自覚は問わない

松山市保健所 (TEL911-1816) へ
通報 (相談)

- ◆職員は、気のなる点があれば管理者へ相談。
- ◆虐待の対応は、管理者が行う。
- ◆虐待の可能性に気付いた事業者から一報を入れる。
- ◆虐待を未然に防ぐ関りも必要。

統括管理者責任者へ連絡

関係機関へ連絡

今後の支援について
関係機関等と協議

対応の指示を受ける